

社会福祉法人おきつも福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おきつも福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事・監事及び評議員をいう。

(報酬の総額の範囲)

第3条 法人の役員に対して、各年度の総額が300,000円を超えない範囲で、本規程に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員に対して、各年度の総額が定款に定める額を超えない範囲で、本規程に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(報酬の支払い時期及びその方法)

第4条 理事会及び評議員会の出席報酬に関しては、当日現金にて所得税・復興税を控除した額を支給することとする。

2 役員及び評議員の勤務報酬については、翌月末に指定する口座に所得税・復興税を控除した額をまとめて振込むこととする。

3 出張に関する報酬及び旅費については、必要な都度、旅費等の請求があった日から遅滞なく、指定する口座に所得税・復興税を控除した額を振込むこととする。また前払を要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
理事会出席報酬等	5,000円(税抜き)	実費

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬（日額）	費用弁償（日額）
評議員会出席報酬等	5,000円(税抜き)	実費

3 交通費の実費の計算について、公共交通機関の料金または自宅からの最短ルートで1km当たり20円で計算することとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第6条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	その他
実費	8,000円	5,000円(税抜き)	実費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成30年2月24日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	10,000円 (税抜き)	実費	
常 務 理 事 業 務 報 酬 等 (月額)	8,000円 (税抜き)	実費	職員との兼務 がない場合
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等 (日額)	5,000円 (税抜き)	実費	
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	5,000円 (税抜き)	実費	